

第7回政令指定都市問題研究会 会議の概要

1 日時

平成20年2月13日（水）午後2時から午後4時まで

2 場所

柏市役所5階第3委員会室

3 主催者

東葛広域行政連絡協議会（事務局：柏市）

4 会議の概要

●報告事項 「第6回研究会指摘事項への対応について」

事務局から資料1に基づき説明を行った。特に意見はなかった。

●協議事項（1）「第3章政令指定都市に関わる詳細検討の追加項目について」

事務局より「資料2」に基づき説明を行い、説明を受けて議論を行った。意見の概要は以下のとおり。

■試算について

（議員数）

- ・ 議員数は、実態として地方自治法上の上限数に合わせている例は少ないように思う。福岡市、川崎市の例に合わせて「63人」としてはどうか。
- ・ 地方自治法上の上限数に合わせてもこれだけの効果があるとした方がよいのではないか。意図的に削減効果を大きく見せていると誤解されないようにする必要がある。
- ・ 地方自治法上の上限数を明記した上で、「63人」としてはどうか。

（一般職員）

- ・ 資料2 p10の人口1万人あたり職員数は都市により大きな開きがあるが、この要因は何か。想定される要因を調べられないか。
- ・ 資料2別紙 p2で、「商工部門では政策立案機能の充実強化により」とあるが、下にある表と必ずしも対応しておらず、表現には違和感がある。
- ・ 資料2 p11 民間委託の推進等により「職員数が削減できる可能性はある」とあるが、傍観者的な表現に見える。主体的な表現とした方がよいのではないか。
- ・ 削減できると書いてもよいのではないか。
- ・ 2つ目の段落の表現は文が長くわかりにくい。わかりやすい表現とされたい。

■その他

- ・ 人口は複数のデータがあるが、統一できないか。
- ⇒ 主に国勢調査、住民基本台帳の2つを用いている。データの内容や時点の面で両方を用いる必要があり、機械的には統一できないが、出典を明記する等対応を考えたい。(事務局)
- ・ ポイント数が小さい部分も大きくしていただきたい。
- ⇒ ご指摘の通り対応する。(事務局)

● 協議事項(2)「行政区の考え方について」

事務局より「資料3」に基づき説明を行い、説明を受けて議論を行った。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 2) 本地域における考え方(例)で、「例」とあるのはどういった意図か。
- ⇒ 本格的な検討は今後行政区画編成審議会等しかるべき会議体において行われると考えられることから「例」としている。表現は(案)とした方がよいかもしい。(事務局)
- ・ 小区役所制が適しているとは思いますが、実際に行政区と本庁でどのような権限を落とすかという議論は個別具体の検討が必要であり、まだ先の話だろう。
- ・ 小区役所制でよいと思うが、説明として本地域の特性を踏まえるとこちらがリーズナブルだという点がわかりやすいように記述する必要があるだろう。
- ・ 区割りの考え方を先に持ってきて、権限については最後に触れるという流れの方がよいのではないか。権限については第2ステップのテーマである。
- ・ 内容としてはこういったものでよいかもしいが、小区役所制、大区役所制といった点には触れなくてもよいのではないか。
- ・ 人口10~20万が適正かを補完するデータがあるとよい。

● 協議事項(3)「最終報告書のとりまとめについて」

事務局より「資料4」に基づき説明があり、説明を受けて議論を行った。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 確認だが、当初はパターン別の詳細検討を行う考えだったが、資料2別紙のような形で示すにとどめるということによいか。
- ⇒ 異議なし。
- ・ 資料8については資料編に加えるのか。
- ⇒ 既存の政令指定都市における考え方を整理する上での基礎資料であることから、加える方向で考えている。(事務局)

● 協議事項（４）「その他」

事務局から２月５日に行われたシンポジウムの際に実施したアンケート結果について説明を行った。

加えて、次回研究会の日程について説明を行った。

以上